

これからの司法と福祉の連携 ―窃盗をくり返すギャンブル依存症者の支援から―

足立 孝子 人間社会学部 社会福祉学科

Future collaboration between justice and welfare

ADACHI Takako Faculty of Human and Social Welfare

【要旨】

多様で複雑な対人支援ニーズをもつ犯罪行為者に対して、早い段階から福祉的支援につなげる必要があると言われている。被疑者・被告人の段階、いわば刑務所の入口の段階で、刑事司法から福祉的支援につなげる「入口支援」という試みが始まっている。

ギャンブル依存症のために窃盗（万引き）をくり返す被告人の入口支援という実践を通して、以下の点を明らかにしたい。対象者の幸せな生活を実現させることを目的とするソーシャルワークと、社会防衛機能をもった刑事司法が、同じ方向性を示すことができるのか。さらに、理想的な司法と福祉の連携のあり方について探る。

【キーワード】 入口支援、ソーシャルワーク、ギャンブル依存症、刑事司法

It is necessary to connect criminal offender with diverse and complex interpersonal support needs to welfare services from an early stage. Support that to welfare begins even before the justice begins. Can social work and criminal justice which has a social defense function to help subjects realize happy lives, point in the same direction? Thinking about cooperation between justice and welfare thought support for gambling addicts.

【key words】 entrance support, social work, gambling addict, criminal justice

1. 研究の背景

刑事司法の分野に福祉的支援の必要性が示されたのは、元衆議院議員の山本譲司氏が自らの受刑体験をもとに、2003（平成15）年に発表した『獄窓記』がきっかけであると言ってもよい。山本氏は、統計上明らかにされているよりも多くの高齢者や障害者が刑務所で受刑していると指摘した。さらに、2006（平成18）年に山本氏が発表した『累犯障害者』では、「下関放火事件」に触れ、軽度知的障害を持つ者が、障害の特性から刑法上の累犯（再犯）加重になりやすいとしている。すなわち、知的障害者は善悪の判断が定かではないため（ほとんどの知的障害者は規則や習慣に従順であり、他人との争いごとを好まない）、たまたま反社会的な行動を起こし検挙された場合、警察の取り調べや法廷において、自分を守る言葉を口述することができない。反省の言葉も出ない。したがって、司法の場での心証は至って悪くなる。そして一度刑務所に入ると、社会との関係が遠のき、あとは悪循環となるケースが多い（山本 2006）、としている。

山本氏の問題提起は、「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」（厚生労働科学研究）および「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援研究」（厚生労働科学研究）

から「長崎モデル（刑務所出所後の福祉的支援（出口支援）」へとつながった。その後、出口支援だけではなく、特別なニーズをもつ被疑者・被告人の段階、いわば刑務所の入口の段階で刑事司法から福祉につなげる「入口支援」という試みが始まった。

2. 研究の目的

刑事司法の場で福祉に求められているものは何か——。「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」によると、福祉の専門職は、福祉サービスや就労支援等に関する相談支援事業、矯正・更生保護施設と福祉機関との連携をおこない、福祉サービスのマネジメントのためのコーディネーターとしての役割を果たすべき、としている。しかし、本来のソーシャルワークは、対象者の幸せな生活を実現させることを目的とするものである。司法と福祉では、視点や拠り所が違うのだろうか。目指すべき方向性を一つにするためには、どうすれば良いのか。対象者を幸せな生活に導くための支援のプロセスのなかで、司法と福祉はどのように連携するべきなのか検討したい。

3. 方法

発表者は、2020（令和2）年から2021（令和3）年にかけて、ギャンブル依存症のために窃盗（万引き）をくり返す被告人の入口支援を行った。本事例を通して、入口支援の現状と課題を明らかにし、司法と福祉のかかわりはどうあるべきか考察する。

4. まとめ

発表者は、刑事司法の場でソーシャルワークを行うことで、司法と福祉の目的は必ずしも一致しないと実感した。司法による矯正とは、罰を与えることによる感銘力（罪を犯してしまったこと、刑罰を受けたことなどを当事者が反省、後悔、懺悔すること）により再犯をしない方向に当事者が向かう、あるいは導くこととされている（鶴 2015）。一方、前述しているように、ソーシャルワークとは、個人の尊厳と基本的人権の保障がまずされるべきであり、そこでの支援は、本人の主体性の尊重と、本人と支援者の信頼関係に基づくものであり、相互の人的関係を重んじている。対象者の立場に立って問題を捉え、本人の望む人生を共に考えていくものである。司法福祉学の泰斗である加藤は、司法と福祉のアイデンティティの隔たりについて以下のように分析している。司法は、再犯防止を目的として、保安という基本原理に依拠し、社会防衛という機能を果たす。一方、福祉は、人間的成長を目的として、自立援助という機能を果たす（前田・加藤他 2013）。明らかに、司法と福祉では視点が違う。しかし今回の事例では、弁護人と発表者は相互に信頼し、それぞれの視点や立場を理解し合っていたため、多様なアイデアを出し合うことができた。それは、本人の支援の幅を広げ、あらゆる可能性につながるのではないかと期待できる。

【参考文献】

山本譲司（2006）『累犯障害者—獄の中の不条理』新潮社

鶴 幸一郎（2015）「依存症拠点医療機関事業を通じた司法機関との連携システムの構築」『精神保健福祉』46（4）

前田忠弘・加藤幸雄・藤原正範ほか（2013）『司法福祉—罪を犯した人への支援の理論と実践』法律文化社